

第1回 PPPによる直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会

議事概要

日時：平成22年5月7日（金） 10:00～11:50

場所：中央合同庁舎2号館 低層棟共用会議室5

1. 委員会実施要領について

- ・事務局より資料1「PPPによる直轄駐車場の管理運営に関する検討委員会 実施要領」について説明を行った。

2. 資料説明

- ・事務局より、資料2 直轄駐車場の概要、資料3 PPPによる新たな事業枠組み（案）、資料4 今後の進め方（案）について説明を行った。

3. 審議

○審議における各委員からの主な意見等については以下のとおり。

【取組全般に対する意見等】

- ・今回の取組の基本的な考え方は、現在、運営している公益法人以外の民間事業者（以下、「民間事業者等」）で出来るから民間事業者等に実施してもらうのか、それとも民間事業者等が実施した方が、公益法人や公的機関が実施するよりも採算性が良く、国民にとってもプラスになるから民間事業者等に実施してもらうのか。今回の取組の基本的な枠組みに関する整理をお願いしたい。

【具体的な事業枠組みに対する意見等】

- ・市場調査において、14駐車場一体での事業に対してどの程度の民間事業者から参画希望があるのか確認が必要。できるだけ多くの参画希望があり、より高い、競争性が保たれる形が望ましい。
- ・事業規模が大きく、事業期間も長期となることから、民間事業者は新規投資や人員確保等のリスク、事業期間終了後の継続の可否による人員確保面からのリスクを負うことになる。こうしたリスクを念頭におきつつ、一定の参加者を期待しうよう、今後の事業枠組みのあり方について検討をお願いしたい。
- ・事業期間に対する提案を求める方法や、「適正利潤を得られるまで」という期間設定も考えられるのではないか。

- ・民間事業者は、選定された直後に約 20 億円超の資金調達が必要となるので、資金調達の可能性について時間的な面も含めて、市場調査での確認が必要である。
- ・事業期間終了後に駐車場財産を国への無償譲渡する際の、施設の健全性に関する水準・条件をどの様に設定するかにより、民間事業者のリスクが大きく異なる。
- ・民間事業者からの参画を広げるためには、事業の前提条件（雇用承継、料金設定、管理運営権限など）に自由度を与えることを考えることが必要でないか。例えば、料金設定に関する自由度として、一定期間の経過後は民間事業者の経営自由度を認めるなどが考えられる。
- ・市場調査では特段の制約はないが、実際の事業公募の際に応募頂く民間事業者の組織形態（SPC、企業の一部門、コンソーシアム等）についても、今後検討が必要である。
- ・民間事業者の資金調達において、公的な貸付が利用できるのか、あるいは銀行に駐車場財産の担保権を設定させることになるのか等、今後検討が必要である。

【市場調査（第 1 段階）に対する意見等】

- ・市場調査の結果等により事業枠組みが今後変わり得る旨を明記し、より多くの意見を収集するようにすべきではないか。
- ・調査票において、民間事業者の企業情報を記載する欄があるが、民間事業者の事業規模等に関する情報も記載して頂く方がよい。
- ・民間事業者が取得する財産は駐車場全体の約 4 %分の共有持分であるが、地下駐車場の整備費用ということから、大規模な投資が連想される可能性もある。目安として機構の未償還残高を示すことが必要ではないか。

<連絡先>

道路局	環境安全課	道路交通安全対策室
	企画専門官	富樫（内線 38-103）
	課長補佐	竹林（内線 38-104）
代表 03-5253-8111		直通 03-5253-8907